

平成20年 第1回沼田町議会定例会（2日目）会議録

平成20年 3月18日（火）

午前15時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	杉 本 邦 雄	議 員	1 番	津 川 均	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	高 田 勲	議 員
	4 番	大 沼 恒 雄	議 員	5 番	絵 内 勝 己	議 員
	6 番	上 野 敏 夫	議 員	7 番	橋 場 守	議 員
	8 番	中 村 保 夫	議 員	10 番	渡 邊 敏 昭	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君		
教育委員長	植 木 和 美 君	農業委員会長	中 山 勝 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	藤 間 武 君	総務課長	金 子 幸 保 君
地域開発課長	神 憲 彦 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	生 沼 篤 司 君	住民生活課長	辻 広 治 君
建設課主幹	中 野 栄 治 君	和風園園長	浅 野 信 行 君
旭寿園園長	橋 英 則 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	松 田 剛 君	次 長	栗 中 一 弘 君
-----	---------	-----	-----------

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金 平 嘉 則 君	書 記	岡 田 敏 行 君
------	-----------	-----	-----------

(開 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）只今定足数に達しておりますので、これより二日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（杉本邦雄議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番、中村議員、10番、渡邊議員を指名致します。

(予算等審査特別委員会審査報告)

○議長（杉本邦雄議長）日程第2、予算等審査特別委員会の審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。津川委員長。

(津川委員長登壇)

○委員長（津川 均委員長）それでは、私の方から予算等審査特別委員会審査報告を致します。本委員会に付託された次の事件について、審査が終わりましたので、会議規則第77条の規程により報告致します。

（以下、報告書を朗読）

○議長（杉本邦雄議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。議題となっております条例案8件、予算案9件、計17件の議案につきましては議員全員による予算等審査特別委員会で審査したものであります。従いまして、委員長報告に対する質疑を省略し直ちに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。それでは討論、採決に入ります。討論、採決は付託された議案についてそれぞれ1件ずつ討論、採決を致します。それでは討論、採決を致します。

○議長（杉本邦雄議長）議案第16号、沼田式雪山センター条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第16号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第17号、沼田町駅前多目的広場条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第17号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第18号、沼田町後期高齢者医療に関する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。橋場議員。

○7番（橋場 守議員）はい。ここにパンフレットがあるんですけどね、後期高齢者、まあこれは全町民に配らさったやつなんですね。ここの中にですね、こういう見開きの前の方にはですね、「後期高齢者医療制度って？」というクエスチョンマークが付いてあるんですけど、ここのところでですね、3段に亘って制度創設の趣旨っていうのがあるんですよ。で、このなかの3番目にですね、後期高齢者の心身の特性に相応しい医療が求められていますというこの制度はそういうことになっていると言っているんですけどね。それでね、ここの中で言っているのはね、後期高齢者の方々は複数の病気にかかわったり、治療が長期に亘ったりする傾向が多くみられるといった特性があります。こうした心身の特性や生活実態等に相応しい医療提供することが求められて、と書いてるんですけどね、これが抜けている部分が二つあるんですよ。厚生省がね、2007年の4月にですね、厚生労働省の社会保障審議会の特別部会というのがありまして、そこで後期高齢者医療のあり方に関する基本的考え方というのを出したんですけどね。で、後期高齢者のその中で後期高齢者の心身の特性についてっていう部分があるんです。その中の一部がここに書かされているんですよ。大事なところが抜けているっていうのはね、まあここで文章にするとこれはあの、国会の厚労省、厚生大臣のね、答弁の中でもはっきり言っているんですけどね、後期高齢者の心身の特性で、1 老化に伴う生理的機能の低下によって治療の長期化、それから複数の疾患の罹患、特に慢性疾病が見られると、これがまあ一つ目の特性だと。それから二つ目はですね、多くの高齢者に症状の軽重は別として認知

の問題が見られると、これが二つ目なんです、特性の。最後のね、三つ目の特性で何と言っているかっていったらですね、新制度の被保険者である後期高齢者はこの制度の中で、いずれ避けることができない死を迎えることになる、こうやって三つ目入っているんですよ。この制度に入る人はね、いずれ死を迎えるんだと。だから、これはまあ何で創ったかって言ったら、医療費を削減するために創ったんですね。だからこのところにね、医療費を削減するために、こういう人たちは病院に入ったら病院で、例えばこの人が入ってきたらどのくらいの入院で、それから終末期を迎えたら家に帰ってもらうとか、そういう計画書を病院ですぐ作るんです。で、そういう書類を出せば、その病院に国から何ぼっていう金が降りてくる。それをやらない病院には来ないと、こういうようなね、もうとにかく末期症状になった人は早く家に帰って自宅で終末を迎えてもらうと。それによって5千億円の、年間ですよ、今の戻っている人をもっと増やして何%にすれば、大体病院から家に帰って死んでもらえば、40%の人がそうなってもらえば、年間5千億病院代が浮くんだ、医療費が浮くんだということのね、計算をしているんですよ。こんなことをね、もう本当許してはならないし、まあこういう制度だっていうことがね、実はあの、役場の方でもって各所に呼ばれてね、説明会をやっているんですね。ところが説明会でやるとここの部分しか言えないんですよ。要するに、ここでこういう特性を持っているから、あまり長く病院に入れないようにと、そういうことは医療の関係だから職員の人は説明出来無いんですね。そうすると何回やってもね、この厚生省の狙っている真意がね、みんなに伝わらないんですよ。だからね、これはやっぱり出来れば町長がね、そういうところに出て、こういうあの制度の他に医療の、診療の方法がどうなるかっていうことをね、やはりあの説明をして欲しいなと思うんですね。で、大変ね、病院がこう赤字になったのもあるんですけど、なってもうやっていけないんですけどね、例えばあの14日を超えて入院すると、その以降は入院料が減らされるんですね、そういうのが今あるんです。ですから長期入院、そういう長期入院患者を抱えていると入院料ランクが全体として病院に入ってくる、診療報酬が下がってくるということがあるんですね。それから一般病床に高齢者が入院すると90日を超えると検査、投薬、注射、処置こういうものの全部、包括して医療費決められてしまって、それ以後はもうそれ以上のことをして欲しかったら自分で負担すれということなんです。要するに保険は付くって言ってもですね、金が無ければ病院に入れないという状況がね、診療の方でつくられているんですね。こんなことを絶対に許してはならないんで、是非とも町長ですね、あの我々広域連合に対して国家の直接文句言えないんですよ。国会は一つしか無い訳ですからね、議会もね。ですからね是非、町長そういうあらゆるところでね、この問題の不備をね、ついていって欲しいと思うんですね。それで、厚生病院の赤字の負担を増やして、

あのこっちで負担していかなければならないので、これ以上は大変だということになっているんですけども、診療報酬の改定というのは2年に1回ごとやられて、2002年には2.7%下がったらしいんですよ、診療報酬。それから4年には1%下がった。06年には3.16%診療報酬下がっているんですよ。ですから病院側もやっっていけない。更にこういう年齢制限がありましてね、歳を取った人が病院に来たら、包括で長く入院すれば医療費を決められちゃって、病院に来る金が無いですからね、この制度は年寄りのために創ったんだと言ったって、病院に行ったら出て行かんきゃならん状態が作られてしまうんですね。だからそこら辺も絶対に止めさせるようなことでね、町長あのひとつ奮闘して欲しいと思うんですね。そういうことをまず、それで医療費が高い、どんどん膨らんだらね、あのお金が無いんだから、じゃあ税金をもらわんきゃならん、したら消費税とこうなるんですけどね、私たちね、まずあのこういうかかっているということ、金額が増大しているということ、ね、何と比べてなのかということ、見なきゃならんと思うんですね。そうするとですね、医療費を2004年で比較するとですね、あのOECD経済協力開発機構という30カ国の中でですね、日本の医療費のかかっている順位と云ったら何番目か、30カ国のうち22番目なんです。高い高いと言ったってね、よその国と比べて全然高くないんですね。それからあの、国民総生産というのね、と比較して何ぼかと、こういうものを比べて初めて他の国より高いんだということが出るんだけれども、そこらを全然隠しておいて、まあ調べようが無いもんだからね、表に、新聞や何かにあまり出て来ないと、そういうものの対比の中でね、医療費や福祉がどんだけかかっているのかというものが無いもんですから、ただもう何十兆円ですからね、大きいというのははっきりすぐ数字だけ言われると大きいというのにびっくりしちゃいますよ。けれども、比較するものを全然出して来て無い訳ですから、それでびっくりしなきゃならないと思うんですね。そういう意味から絶対に今度のあれですね、うちの国会議員が議会でやったのはね、なんで75歳以上になったらね、後期高齢者だとかに分けるんだと、日本には77歳になったら喜寿と言って、88歳になったら米寿と、90になったらとこうやってね、歳を取ったら祝ってあげると、みんなで祝ってあげると、そういうのが日本のこれまで文化でしょうと。それなのになぜ、こんなことをしなきゃならんのだということで質問していますけどもね、やはりそういう歳を取った人ほどね、やっぱり温かくしてやるっていうのはね、そういう制度があるべきだと思うんですね。そういう意味から私は是非ともですね、町長に国に対しても、それから、あ、国に対してしか言えないんですね、国に対してこういう差別制度は止めろということをですね、あの頑張ってくださいたいと、そういうことを申し述べて意見にします。反対しなきゃならないんで反対します。

○議長（杉本邦雄議長）他にご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第18号沼田町後期高齢者医療に関する条例について賛成の方、挙手願います。

(挙手（賛成）多数)

○議長（杉本邦雄議長）はい、賛成多数につき、議案18号は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第19号、沼田町学校給食費負担金条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第19号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第20号、町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第20号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第26号、沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第26号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第２７号、沼田町介護保険条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２７号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第２８号、沼田町雨竜川総合運動公園設置条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２８号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第２９号、平成２０年度沼田町一般会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２９号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第３０号、平成２０年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第30号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第31号、平成20年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第31号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第32号、平成20年度沼田町国民健康保険特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第32号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第33号、平成20年度沼田町介護保険特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第33号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 議案第 3 4 号、平成 2 0 年度沼田町老人保険特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 3 4 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 議案第 3 5 号、平成 2 0 年度沼田町後期高齢者医療特別会計予算について、これより討論に入ります。はい、橋場議員。

○7 番（橋場 守議員）先程述べましたけれども、4 月 1 日からの実施を取り止めるよう強く要求して終わります。

○議長（杉本邦雄議長） あの、要望だけですか。

○7 番（橋場 守議員） あの、取り止めだから反対です。

○議長（杉本邦雄議長） 反対、はい。他のご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 3 5 号平成 2 0 年度沼田町後期高齢者医療特別会計予算について賛成の方、挙手願います。

（挙手（賛成）多数）

○議長（杉本邦雄議長） はい、賛成多数につき、議案 3 5 号は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長） 議案第 3 6 号、平成 2 0 年度沼田町公共下水道特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 3 6 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）議案第３７号、平成２０年度沼田町水道事業会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第３７号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

（一 般 議 案）

○議長（杉本邦雄議長）日程第３、議案第２１号。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第２１号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成２０年３月１１日提出、沼田町長名でございます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。この改正条例の条文の朗読については、省略させていただき、改正の概要について説明させていただきます。今回の改正については、平成１９年８月に国、道において施行されておりまして、順次市町村に改正するようというような指導がされております。この条例につきましては、全文１０条からなっておりまして、１点目は再度の育児休業をすることが出来る特別の事情の追加、それから２点目につきましては、職務復帰後における給与等の取り扱いに号給の調整に関する規程の追加、３点目は育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度の導入に係る規程の追加、４点目は部分休業の承認要件の緩和を追加し、その他文言の整理をさせていただいたものでございます。現行の条例全文１０条から追加等を合わせまして全文が１５条に変更、改正するものでございます。なお、施行期日につきましては、平成２０年の４月１日ということを考えてございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、提案説明に代えさせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質

疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第21号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第4、議案第22号。沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第22号、沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成20年3月11日提出、沼田町長名でございます。

沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を次のように改正するというものでございます。この関係についても若干長こうようでございますので、条文の朗読については省略させていただきたいと思います。今回の改正につきましては、先程議決いただきました育児休業等に関する条例の改正により、育児短時間勤務職員の勤務時間、休暇等について規程したこと。国家公務員の休息制度の廃止による改正が主なものでございます。ただし、勤務時間の関係につきましては、只今組合と交渉中でありまので、決まり次第ご相談させていただきたいという風に考えてございます。なお、育児関係の改正につきましては、施行期日については平成20年の4月1日、休息時間の廃止につきましては、7月1日からと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。以上で提案説明を終わらせていただきます。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２２号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第５、議案第２３号。沼田町福祉住宅設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第２３号、沼田町福祉住宅設置条例の一部を改正する条例について。沼田町福祉住宅設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成２０年３月１１日提出、沼田町長名でございます。

沼田町福祉住宅設置条例の一部を改正する条例。沼田町福祉住宅設置条例（平成１３年条例第６号）の一部を次のように改正する。条文の、改正条文の朗読については省略をさせていただきますが、今回の提案の趣旨について説明させていただきます。福祉住宅、これの設置条例では入居者の対象者を、入居の対象者を恵比島、幌新地区に居住する高齢者というふうに規定をしているところですが、現在入居者が退去後、入居者の希望をその地区、該当地区での募集をしたところ希望者が無い。現在を空き家状態となっているところです。こうしたことから、入居対象者の地区規定を無くして、入居者の確保を図るというものでございます。以上提案説明をさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２２号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第6、議案第24号。沼田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第24号、沼田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成20年3月11日提出、沼田町長名でございます。

沼田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。沼田町乳幼児医療費の助成に関する条例(平成13年条例第19号)の一部を次のように改正する。この条例の改正条文については省略をさせていただきます。この改正理由について説明させていただきます。条例中根拠法令である老人保健法という規程があるんですが、この部分が平成20年4月1日から高齢者の医療の確保に関する法律ということに変更になることから、今回改正の提案をしたものであります。以上、提案理由を説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第22号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第7、議案第25号。沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第25号、沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成20年3月11日提出、沼田町長名でございます。

今回のこの条例の改正の趣旨につきましては、議案第24号と同様、条文中の根拠法令である老人保健法が平成20年4月1日から高齢者の医療の確保に関する法律ということに変更になったことに伴う改正でございます。以上、提案理由を説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願い致します。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第22号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

○議長（杉本邦雄議長）日程第8、議案第38号。公平委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）議案第38号、公平委員会委員の選任についてでございますけれども、現委員であります大三島 茂氏が平成20年3月26日を以って任期満了となりますので、下記の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2項の規程によって議会の同意を求めるものであります。現委員であります大三島 茂氏につきましては、公平委員として現在も活躍中でありまして、非常に適任者と考え、再度ご同意をいただき選任をさせていただきたいという風に思います。住所は沼田町字高穂216番地、氏名大三島 茂、昭和18年8月17日生まれ64歳であります。平成20年3月11日提出、町長名であります。よろしくご同意を賜りたいという風に思います。

○議長（杉本邦雄議長）はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。

議案第 38 号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（杉本邦雄議長）これで、ちょっと休憩致します。3 時 50 分まで休憩致します。

1 5 時 3 7 分 休憩

1 5 時 5 1 分 再開

(議事日程の追加)

○議長（杉本邦雄議長）再開致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、意見案第 2 号、雇用保険の特例一時金を 50 日に戻し国の季節労働者対策の強化を求める意見書案について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって日程第 9、意見案第 2 号、雇用保険の特例一時金を 50 日に戻し国の季節労働者対策の強化を求める意見書案について、日程第 10、閉会中の所管事務調査の申し出について、日程第 11、議員の派遣について、以上日程に追加することに決しました。

(意見案の審議)

○議長（杉本邦雄議長）日程第 9、意見案第 2 号。雇用保険の特例一時金を 50 日に戻し国の季節労働者対策の強化を求める意見書案について議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑を省略することに決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

(閉会中の所管事務調査の申し出)

○議長（杉本邦雄議長）日程第10、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。お諮り致します。本件は各常任委員会が調査終了まで閉会中の所管事務調査の申し出であります。説明を省略しこれを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本件は許可することに決しました。

(議員の派遣)

○議長（杉本邦雄議長）日程第11、議員の派遣について議題と致します。お諮り致します。本年度中における議員の派遣であります。説明を省略しこれを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉本邦雄議長）ご異議なしと認めます。よって本件は許可することに決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長（杉本邦雄議長）以上で、本定例会に付議された案件は全て終了致しました。これにて平成20年第1回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労さまでした。

15時54分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員